

加算届 添付書類一覧表

- ・届出の内容によって必要な添付書類が異なりますので、以下をよくご確認ください。
- ・複数の加算の届出を同時に行う場合、重複する書類については1部のみの提出で構いません。

提出期限
算定開始月の前月15日

※ただし、加算の取り下げ及び職員の欠員による減算の開始は随時受け付けます。

＜必須書類＞

- ・(別紙50)介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等に関する届出書
- ・(別紙1-4)介護予防・日常生活支援総合事業費算定に係る体制等状況一覧表

＜添付書類＞

加算内容	添付書類	備考
職員の欠員による減算の状況	・(標準様式1)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの)	
高齢者虐待防止措置実施の有無	不要	
業務継続計画策定の有無	不要	
若年性認知症利用者受入加算	不要	
生活機能向上グループ活動加算	不要	
栄養アセスメント・栄養改善体制	・(標準様式1)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの) ・管理栄養士の免許証の写し	・定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は、算定不可
口腔機能向上加算	・(標準様式1)従業員の勤務の体制及び勤務形態一覧表(加算算定開始予定月のもの) ・言語聴覚士等の免許証の写し	・定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は、算定不可
一体的サービス提供加算	不要	・栄養改善加算・口腔機能向上加算を算定していない場合は、算定不可
サービス提供体制強化加算	・(別紙14-7)サービス提供体制強化加算に関する届出書 ・介護福祉士等の割合が分かるもの	・定員超過利用・人員基準欠如に該当している場合は、算定不可

生活機能向上連携加算	不要	
科学的介護推進体制加算	不要	
介護職員等処遇改善加算	・ 処遇改善計画書	・ 計画書は、処遇改善加算の算定を開始する月の前々月の末日までに提出
LIFEへの登録	不要	
割引	・ (別紙51) 介護予防・日常生活支援総合事業者による事業費の割引率の設定について	